

八尾市提案型空家等利活用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）第26条の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第4条第1項及び第15条の規定並びに空家等対策計画に基づく空家等対策として実施する補助事業について必要な事項を定め、個人又は団体が空家等を利活用する事業のために行う空家等の取得及びリフォーム工事費用を補助することにより、定住促進及び地域活性化につなげ、もって管理不良状態の空家等の減少及び発生を抑制を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金交付の対象となる事業は、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設その他の地域コミュニティの活性化に資する施設として空家等を利活用する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業は、宗教活動、政治活動、選挙活動又は公益を害する恐れ若しくは公序良俗に反する恐れのある活動の用途に活用するものであってはならない。

3 補助対象事業の事業期間は、補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）を利活用する期間とし、10年以上とする。

(補助対象建築物)

第3条 補助対象建築物は、次に掲げる要件を全て満たす本市内に存する建築物をいう。

- (1) 空家法第2条第1項に規定する空家等であること。
- (2) 昭和56年6月1日以降に建築された建築物又は同年5月31日以前に建築された建築物のうち、耐震性について確認されているもの又は耐震改修工事により耐震性を確保する予定の建築物であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づき適正に建築された建築物であること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は所有者の二親等以内の親族
- (2) 補助対象建築物を賃借又は購入しようとする者

- 2 補助対象者は、当該補助対象事業について、国、本市その他のホームページへの掲載等事例として紹介されることについて了承するものとする。
- 3 前項の了承について、補助対象者が補助対象建築物の所有者でない場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。ただし、補助対象者が補助対象建築物を購入しようとする場合は、この限りでない。
- 4 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 本市の市税の滞納のある者
 - (2) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

（権利関係者の同意）

- 第 5 条 補助対象者が補助対象建築物の所有者でない場合は、実施する補助対象事業について補助対象建築物の所有者の同意を得なければならない。
- 2 前項の場合であって、補助対象建築物の所有者が複数いる場合は、所有者全員の同意を得なければならない。
 - 3 申請者が補助対象建築物を共有している場合は、実施する補助対象事業について共有者の同意を得なければならない。
 - 4 補助対象建築物の存する土地の所有者が補助対象者でない者の場合は、実施する補助対象事業について当該土地所有者全員の同意を得なければならない。

（補助対象費用）

- 第 6 条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象建築物の取得に要した費用（以下「取得費用」という。）及び次の各号に掲げるいずれかのリフォーム工事に要した費用（以下「補助対象工事費用」という。）とする。
- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
 - (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事
 - (3) 壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修工事
 - (4) 屋根又は外壁等の外装の改修工事
 - (5) その他市長が認める工事
- 2 次の各号に掲げる工事に要した費用は、補助対象工事費用とならない。
- (1) 申請者及び所有者が自ら行う工事
 - (2) 対象建築物と別棟の車庫、物置、納屋等の工事
 - (3) 門、塀、垣、柵、庭等の外構の工事
 - (4) カーテン、テーブルコンロ、ベッド、その他移動又は取外しが可能な製品の購入及びその設置工事
 - (5) 家電製品その他の物品の購入及びその設置工事

- (6) 国、大阪府又は本市の建築物の改修に係る他の補助を受けた場合は、当該補助の対象となった工事
- (7) 前各号に掲げられるもののほか、市長が適当でないと認める工事

(補助金額)

第7条 補助金の額は、取得費用と補助対象工事費用とを合算した額に3分の2を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と200万円のいずれか少ない額とする。

(募集)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を実施する前に、応募申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により応募申請書を受理したときは、当該応募申請の内容について審査を行い、一定の基準を満たすものとして補助対象事業を採択した場合には、採択通知書(様式第2号)により、当該申請者に対し通知するものとする。
- 3 前項の採択通知を受けた者であって、採択を辞退しようとする者は、速やかに辞退届(様式第3号)を提出しなければならない。

(申請)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に補助金交付申請書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者以外に補助対象建築物の所有者又は補助対象建築物の存する土地の所有者がいる場合等においては、権利関係者の同意書(様式第4号の2)を提出すること。

(交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に対し通知するものとする。

(補助対象事業の内容変更)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付決定内容変更申請書(様式第7号)

に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するものを除いて市長が軽微な変更と認めるものは提出を省略することができる。

(1) 補助金交付申請額の変更

(2) 補助対象事業の変更

2 市長は前項の規定による申請が適当であると承認した場合は、補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（取下げ）

第 12 条 交付決定者は、申請を取下げしようとする場合は、速やかに、取下届（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（着手届）

第 13 条 交付決定者は、補助対象建築物の取得及び補助対象工事に着手したときは、速やかに着手届（様式第 10 号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第 14 条 交付決定者は、補助対象工事が完了した翌日から起算して 30 日以内又は第 10 条第 1 項の規定による通知を受けた年度の 1 月末日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第 11 号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項の完了期限までに補助対象工事を完了する見込みがないときは、第 11 条第 1 項の規定に基づき補助金交付決定内容変更申請書を市長に提出しなければならない。この場合においては、事由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、前項の規定に関わらず、相当の期限を定めて完了期限を延長することができる。

（完了検査）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の完了実績報告書を受領したときは、書類審査及び現地確認等により完了検査を行うものとする。

（額確定及び通知）

第 16 条 市長は、前条の完了検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 12 号）により交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第 17 条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第 13 号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 交付決定者が前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領の権限を工事施工者その他の者に委任する場合、前項の書類に加え、補助金の代理受領に係る委任状（様式第 14 号）を添付して、市長に提出しなければならない。

（取消し）

第 18 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条第 1 項に規定する変更により、補助金の対象とならなくなったとき。
- (2) 第 12 条に規定する取下届を提出したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 交付決定に係る補助対象事業の事業期間内に、補助対象建築物を補助金の交付対象となった要件に合致しない用途に供した場合又は補助対象建築物を除却し、若しくは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行った場合
- (5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (6) 補助対象工事が市長の定める期間内に完了しないとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により交付決定者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

（状況報告及び実地調査）

第 20 条 市長は、補助対象工事の実施状況等の確認に必要な限度において、交付決定者又は当該補助対象事業の工事施工者に対し、当該補助対象事業の実施状況等に関し報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（指導）

第 21 条 市長は、補助対象事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（関係書類の整備）

第 22 条 交付決定者は、補助対象事業に関する書類及び帳簿等の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

（委任）

第23条 この要綱に定めのない事項、この要綱の内容で疑義が生じた事項その他この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。